

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年3月27日

【会社名】 株式会社クボタ

【英訳名】 KUBOTA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木 股 昌 俊

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

【電話番号】 大阪(06)6648-2622

【事務連絡者氏名】 財務部長 原 嶋 節 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目1番3号
株式会社クボタ 東京本社

【電話番号】 東京(03)3245-3111

【事務連絡者氏名】 東京総務部長 国 政 瑞 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社クボタ 本社阪神事務所
(兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号)
株式会社クボタ 東京本社
(東京都中央区京橋二丁目1番3号)
株式会社クボタ 中部支社
(名古屋市中村区名駅三丁目22番8号)
株式会社クボタ 横浜支店
(横浜市中区尾上町一丁目6番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2018年3月23日開催の当社第128回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2018年3月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役として木股昌俊、久保俊裕、木村茂、小川謙四郎、北尾裕一、吉川正人、佐々木真治、松田謙、伊奈功一及び新宅祐太郎を選任する。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として福山敏和、檜山泰彦及び藤原正樹を選任する。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を現行の年額5億1,000万円以内に据え置いたうえ、そのうち社外取締役分を年額6,000万円以内に改定する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名(社外取締役を除く)に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与21,790万円を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 賛成率 (%) | 決議の結果 |
|--------------------------|------------|-----------|-----------|------------|-------|
| 第1号議案 取締役10名選任の件 | | | | | |
| 木股 昌俊 | 10,192,734 | 233,967 | 102,843 | 95.99 | 可決 |
| 久保 俊裕 | 10,275,315 | 247,989 | 6,244 | 96.77 | 可決 |
| 木村 茂 | 10,285,614 | 237,690 | 6,244 | 96.87 | 可決 |
| 小川 謙四郎 | 10,285,676 | 237,628 | 6,244 | 96.87 | 可決 |
| 北尾 裕一 | 10,339,794 | 183,490 | 6,244 | 97.38 | 可決 |
| 吉川 正人 | 10,339,802 | 183,482 | 6,244 | 97.38 | 可決 |
| 佐々木 真治 | 10,239,140 | 189,809 | 100,579 | 96.43 | 可決 |
| 松田 謙 | 10,486,882 | 40,928 | 1,719 | 98.76 | 可決 |
| 伊奈 功一 | 10,486,617 | 41,193 | 1,719 | 98.76 | 可決 |
| 新宅 祐太郎 | 10,484,038 | 43,772 | 1,719 | 98.74 | 可決 |
| 第2号議案 監査役3名選任の件 | | | | | |
| 福山 敏和 | 10,426,284 | 101,083 | 2,226 | 98.19 | 可決 |
| 檜山 泰彦 | 10,428,316 | 99,052 | 2,226 | 98.21 | 可決 |
| 藤原 正樹 | 10,508,264 | 19,102 | 2,229 | 98.96 | 可決 |
| 第3号議案 取締役の 報酬額改定の件 | 10,502,089 | 12,094 | 15,426 | 98.91 | 可決 |
| 第4号議案 取締役賞与支給の件 | 10,357,343 | 130,567 | 41,830 | 97.54 | 可決 |

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案、第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第3号議案、第4号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。